



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
  - ……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………(同)……………
  - 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定……………(福祉保健局障害者施策推進部計画課)……………
  - 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定(四件)……………(同)……………
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………
  - ……………(生活文化局都民生活部管理法人課)……………
  - 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)……………
  - 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)……………
  - 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)……………
- 告 示
- 東京都告示第九百六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九條第一項の規定に基づき日野市川辺堀之内土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成二十五年七月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 組合の名称

日野市川辺堀之内土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十一年三月二十四日から平成三十年三月三十一日まで

三 施行地区

日野市大字豊田、大字川辺堀之内及び大字上田の各一部

四 事務所の所在地

日野市大字川辺堀之内五百八十八番地の一

五 設立認可の年月日

平成二十一年三月二十四日

六 変更認可の年月日

平成二十五年七月三日

●東京都告示第九百七十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十四年東京都告示第七百三十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区宮城一丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

●東京都告示第九百七十三号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年七月三日

東京都知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区豊洲六丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン

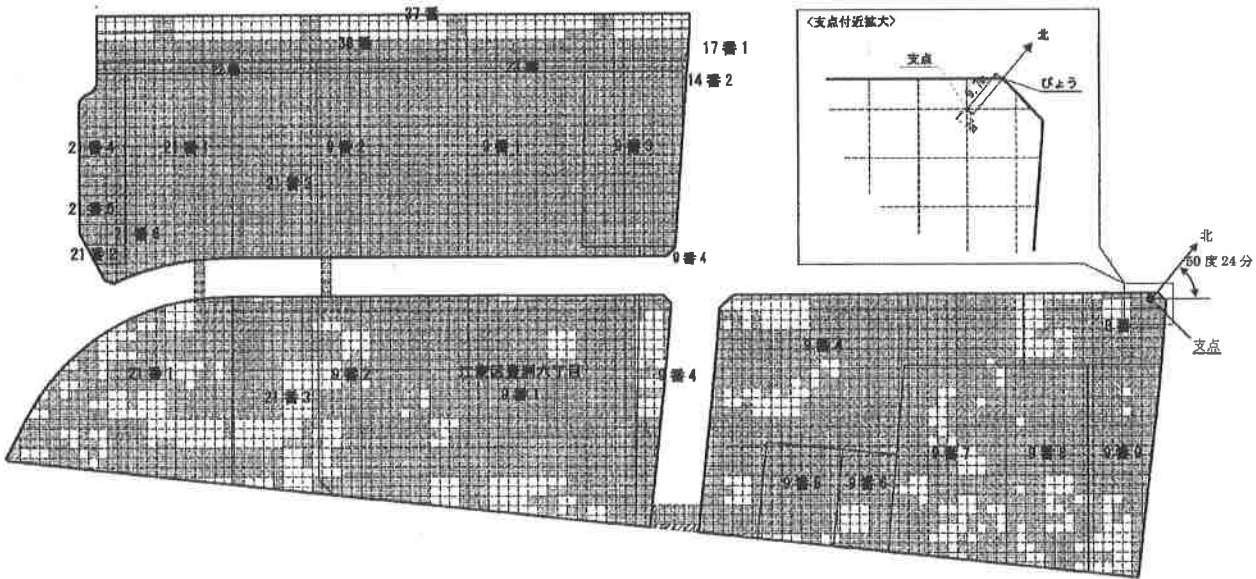
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物及び砒素及びその化合物

別図

<支点>  
支点は、調査対象地（江東区豊洲六丁目8番）の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。

<格子の回転角度（50度24分）>  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>  
——：調査対象地  
- - -：単位区画  
——：筆境界  
▣：形質変更時要届出区域（平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号により指定した区画）  
▤：形質変更時要届出区域（この告示により指定する区域）



別図






<支点>

支点は、調査対象地（江東区豊洲六丁目8番）の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。

<格子の回転角度（50度24分）>

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

-  調査対象地
-  単位区画
-  筆境界
-  形質変更時要届出区域  
(平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号により指定した区画)
-  形質変更時要届出区域  
(この告示により指定する区域)

